平成２２年（フ）第２０１号
群馬県高崎市箕郷町白川77番地２
債務者　長濱　義朗
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３５号
千葉県山武市津辺465番地12　フローレンス中村201
債務者　国枝　　憲
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９号
千葉県山武郡横芝光町栗山2269番地１
債務者　白鳥　　健
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２２号
新潟市中央区上大川前通６番町1180番地１トーカンマンション柾谷小路705、申立時の住所新潟市東区河渡本町17番37号　サポートタウン河渡407号室
債務者　泊　　岩廣（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９２号
新潟市中央区窪田町４丁目231番地、前住所新潟市中央区上大川前通６番町1197番地１
債務者　高野ヨシイ
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
新潟県燕市燕4443番地
債務者　石黒　松宏
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１９４号
長野県佐久市三河田409番地１　レジェンドアイ202、前住所静岡県沼津市中沢田392番地の５　中沢ハイツＢ棟303号
債務者　田村　洋美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
静岡県熱海市上宿町11番４号
債務者　高橋　　善
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
北海道岩見沢市緑が丘５丁目143番地６　コーポ越田
債務者　高橋　千静
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１１０号
北海道岩見沢市上幌向北１条３丁目731番地４
債務者　信岡　泰尚
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１１１号
北海道岩見沢市上幌向北１条３丁目731番地４
債務者　信岡ハルヱ
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１４号
北海道爾志郡乙部町字花磯153番地
債務者　田畑　育美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第１６号
北海道二海郡八雲町熊石鮎川町210番地１
債務者　折戸ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第３６０号
新潟市秋葉区北上２丁目７番10号
債務者　本間　博美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１号
新潟県上越市春日野１丁目11番22号　グランドールメゾン102号
債務者　加藤　昭司
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４８号
新潟県上越市春日山町１丁目21番19号
債務者　斉藤　美香
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５６号
新潟県上越市浦川原区山本642番地４
債務者　美ノ輪優子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
新潟地方裁判所高田支部